

県央保健所長告示第3号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成21年6月30日

県央保健所長 六本木 義 光

居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
0360190011	盛岡市医師会訪問看護ステーション	盛岡市愛宕町18番6号	社団法人盛岡市医師会	平成21年4月1日